

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第15号

### 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（平成27年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「管理職員」を「管理監督職員」に改め、同条第1項第1号中「140,000円」を「135,000円」に、同項第2号中「114,000円」を「110,000円」に、同項第3号中「84,000円」を「81,000円」に、同項第4号中「78,000円」を「75,000円」に改め、同条第2項第1号中「105,000円」を「101,000円」に、同項第2号中「86,000円」を「83,000円」に、同項第3号中「56,000円」を「55,000円」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。